

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 多賀城市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	84.1%
全職員	75.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となります。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	97.8%
本庁課長補佐相当職	101.2%
本庁係長相当職	95.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	98.1%
31～35年	92.8%
26～30年	91.5%
21～25年	84.8%
16～20年	83.0%
11～15年	92.2%
6～10年	90.9%
1～5年	87.8%

【説明欄】

1 対象職員

任期の定めのない常勤以外の職員は、会計年度任用職員や再任用職員、臨時的任用職員、任期付職員としており、会計年度任用職員は、週30時間勤務の会計年度任用職員のみを対象としています。

2 男女の差異

期の定めのない常勤職員以外の職員区分及び全職員の給与水準における男女の差異

は、会計年度任用職員の男女比が約８割となっていることから総職員数に対する女性割合が高くなることによるものが影響しています。職種内（再任用職員、臨時的任用職員、任期付職員、会計年度任用職員）の給与水準に男女の差異はありません。

任期の定めのない常勤職員の男女の差異は、次の要因が挙げられます。

- (1) 「本庁部局長・次長相当職」に占める女性割合が０％であるため全体における女性の給与水準が相対的に低くなることが影響しています。一方で、「課長級」では差が生じていないこと、「課長補佐級」では女性の給与水準が男性を上回っている状況から、級内における給与水準に男女の差異はありません。
- (2) 部分休業（育児）により給与を減額された職員のうち約８割が女性職員となっているため差が生じています。
- (3) 主たる生計維持者にあたる男性職員多いため、扶養手当や住居手当を受け取っている割合が高いことから、差が生じています。